

ご利用代金明細に関する特約(JCB)

本特約は、対象本会員(第1条に定義する会員をいいます。)との関係において、OPクレジット・JCB 会員規約(以下「会員規約」といいます。)第36条に定められた明細(以下「明細」といいます。)の通知の取扱い等について、会員規約の内容を改定したため、これを特約として定めたものです。なお、本特約において特に定めのない用語については、会員規約におけるものと同様の意味を有します。

第1条 (本特約の適用範囲およびその効力)

1. 本特約は、会員規約に定める本会員のうち、当社が発行するカードの貸与を受けた者(以下「対象本会員」といいます。)に対して適用されるものとします。
2. 本特約の内容が、会員規約または会員規約に付帯する他の会員規定・特約等と抵触する場合には、本特約がこれらに優先し適用されるものとします。

第2条 (明細の電磁的方法による通知)

1. 当社は、対象本会員に対し、会員規約の規定にかかわらず、JCB ブランドカード会員専用 WEB サービス「MyJCB」(以下「MyJCB」といいます。)により、電磁的方法によって明細の内容を通知するものとします。対象本会員は、「MyJCB」内において明細の閲覧および所定の方式によるダウンロードを行うことができます。
2. 当社は、MyJ チェック利用者規定(※)第5条第6項に基づき、明細の内容が確定した旨の通知を、対象本会員が申請した E メールアドレス宛に原則として毎月送信するものとします。
3. 対象本会員は、第1項の方法により明細の電磁的方法による提供を受けることができるよう、会員規約に定める約定支払日の当月19日までに、「MyJCB」、および WEB 明細サービス「MyJ チェック」に登録し、かつ対象本会員の資格を有する間、これを維持するものとします。

第3条 (明細手数料の支払義務)

前条の定めにかかわらず、当社は、対象本会員の申し出がある場合または対象本会員が前条第3項の義務を履行しない場合には、明細書(明細を书面化したものをいいます。以下同じ。)を対象本会員の届出住所宛に送付するものとします。この場合、対象本会員は、当社に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料(以下「明細手数料」といいます。)として当社が定める額を支払うものとします。

第4条 (明細手数料の支払時期および支払方法)

1. 対象本会員は、前条に基づき当社から明細書の送付を受けた場合、その翌月の約定支払日に、当該明細書の明細手数料を、カード利用代金の支払いと同様の方法により、当社に支払うものとします。
2. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当した場合には、明細手数料の支払時期は、翌々月以降に繰り延べられるものとします。
 - (1)明細書の送付以降、当社から対象本会員に対するカード利用代金の請求がない場合

- (2)明細書の送付以降、当社から対象本会員に対する請求内容が年会費等、当社が定める費用・手数料の請求のみである場合

第5条（明細手数料の支払義務を負わない場合）

第 3 条の定めにかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、当該対象本人会員は、明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当社は、当月の明細書発行にかかる明細手数料の支払義務を負わないものとするか否かを、翌月の明細確定通知(第 2 条第 2 項に定める通知をいいます。)までに確定させるものとします。

- (1) 明細に、ショッピング分割払い利用残高およびショッピング 2 回払い、ボーナス 1 回払いの明細が含まれる場合
- (2) 明細書に記載の約定支払額に、ショッピングリボ払い利用残高に係るものが含まれる場合
- (3) 明細書に記載の約定支払額に、キャッシング 1 回払い、海外キャッシング 1 回払い、キャッシングリボ払いによるものが含まれる場合
- (4) 前各号のほか、当社が明細手数料の支払義務を負わないものとして別途認める場合

第6条（本特約の変更）

本特約の変更については、会員規約の改定に関する条項の適用を受けるものとします。

(※) MyJ チェック利用者規定については、こちらをご参照ください。

(<https://www.jcb.co.jp/apl/pdf/guest/entry/agree/special/odakyu.myjchk.pdf>)